

第 19 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 28 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 7 月 28 日岩沼市役所 6 階第一会議室において、下記案件を審議するため、
第 19 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 6 | 非農地証明願について |
| 日程第 7 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 8 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 9 | 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也
9 番	鎌田 正治	10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子
13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	土手内 知輝
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第19回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、11番長田茂委員、12番渡邊朗子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理しております。今回は全て相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに農地面積等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします届出は、吹上地区での駐車場への転用1件でございます。なお、この届出については、農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3から5頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。今回報告いたします市街化区域内の5件の届出のうち、4件は押分地区の同一店舗の建築及び駐車場として活用するもの、1件は吹上地区の工場事務所の駐車場として活用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の6頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、土ヶ崎地区で1件受理しております。願出人・土地の所在・面積等については議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては、平成13年に居宅を新築し、地目変更未登記のまま令和6年6月3日に、亡き叔父より、相続を受けたことによるものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっており、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		平成13年に誰が居宅を新築したのでしょうか。叔父と姪っ子の関係で遺贈ではなく相続なのでしょうか。
橘 川 係 長		登記簿を確認すると相続となっております。建てたのは叔父でそのまま地目変更することなく令和6年2月8日に姪っ子が相続したということになっております。
議	長	他にご質問はないでしょうか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。

議 長	日程第7、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	議案書の7頁、議案関係資料の1から2頁をご覧ください。今回は1件の申請がありました。過日、農業委員による現地調査を行っておりますので、ご報告いただければと思います。
議 長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
菅 原 委 員	7月22日委員3名、事務局2名で現地を確認しました。転用の理由は住宅建築となっております。申請地の周辺は宅地となっており、宅地部分と併せて住宅を建築するものです。申請地は、果樹が植えてあり、宅地部分は、空き地のようになっていて草刈りなどはやっているようでした。また、申請地の北側にフェンスが立ててあり、西側にもフェンスを立てる予定とのことです。11月着工、完成は3月の予定だそうです。現地確認した結果、特に問題はない案件と思います。ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手確認)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 長	日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	議案書の8頁、議案関係資料の3から6頁をご覧ください。今回は2件の申請がありました。過日、農業委員による現地調査を行っておりますので、ご報告いただければと思います。
議 長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
菅 井 武 雄 委 員	7月22日に委員3名、事務局2名で現地を確認しました。店舗の拡張工事ということで、以前、農振除外について農業委員会総会で諮った案件です。当日は代理人の方が立ち合いました。隣接地は農地のため西側の境界に傾斜をつけて防草シートを張るなどの対策を施すという事です。さらに

		道路側については境界区域にコンクリートを設置し対応し、工事は3か月ぐらいの造成工事と同時着工で進めるという事で5ヶ月ぐらいはかかるそうです。非常にお客様の入るお店ですが、駐車場が狭いという事から工事されるとのことです。以前、同様の案件を審議していることから、問題はないかと思いますがご審議いただきますようお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 菅 井 委 員	長	つづいて、整理番号2について担当委員から説明願います。 以前に一時転用として許可された案件です。駐車場ですが隣接地に事務所を設置したことによる永年使用を目的とした申請です。この道路は通行に伴うトラブルが報告されている案件でもありました。交通に関することは譲渡人も十分承知しているようで、対策は市道の途中に市から用地を借りて待避場が設置してありました。市道脇に中間のところに待避場を設置しており車を2、3台は停めるぐらいの大きさがありました。用地については市から借りるということでした。この件に関しましては地元の農業委員とも話しをされ了解を得ているとのことでした。いずれにしても市道を通行することを拒む事はできないので、問題が発生したらその都度話し合いする事になっております。ご審議いただきますようお願いいたします。
議	長	他に質問等ございませんか (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。

議	長	日程第 9、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書 9 頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる案件は所有権移転 2 件となっておりますが、譲渡人、譲受人の組み合わせは 1 組となります。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に係る受け手要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の 4 頁に添付しております。お示した地図では隣接地の耕作者が●●●●となっておりますが、農作業受委託契約により、現在も対象地を含む区画全ての筆を●●●●が耕作しております。本日決定した農業委員会の意見を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和 7 年 8 月 26 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの、事務局から説明について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
渡 邊（等）委 員 橘 川 係 長		対象の 2 件の売り手と買い手の対価額が違うのはなぜでしょうか。 中間管理機構を通しての売買は手数料が発生します。その手数料が●●●●から中間管理機構に支払う金額の 1.5% になります。その分が上乗せしたのが契約金額で、●●は 1 % 手数料かかりますが、その分は中間管理機構から売買金額を支払われる時に差し引いて支払うという事になっていきますので金額が違うということです。売買金額としましては同じでございます。
議	長	他に質問等ございませんか。 （挙手なし）
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なしとして答申することに決しました。

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第 19 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 00 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長）

委員 11 番

委員 12 番
